

役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東京キリスト教学園（以下「学園」という。）寄附行為第59条に基づき、役員及び評議員の報酬、諸手当等の支給の基準について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程において、役員とは、寄附行為の定めにより選任された次の者をいう。

- (1) 常勤の理事、監事（本項第2号に該当する者を除く。以下「常勤役員」という。）
- (2) 兼任の理事（本学園の専任教職員でありながら理事に就任した者。以下「兼任役員」という。）
- (3) 非常勤の理事、監事（本学園からの給与以外に主たる収入源を持つ者。以下「非常勤役員」という。）

(常勤役員の報酬)

第3条 常勤役員の報酬は、原則として無償とする。ただし、理事会が必要と認める場合は、現に在職している専任教職員の給与表を参考にして、報酬及び賞与を支払うことができる。この場合、金額については、当該年度予算作成時に決定する。

2 常勤役員には、第6条に定める役員手当、及び別に定める諸手当を支給する。

3 常勤役員が会議等により出張する場合には、旅費規程等の定めに従い出張旅費等を支給する。

(兼任役員の報酬)

第4条 兼任役員の報酬は、原則として無償とする。ただし、第6条に定める役員手当及び専任教職員として通常支給される給与を、専任教職員給与として支給する。

2 兼任役員が会議等により出張する場合には、旅費規程等の定めに従い出張旅費等を支給する。

(非常勤役員の報酬)

第5条 非常勤役員の報酬は、原則として無償とする。

2 非常勤役員には、第6条に定める役員手当、及び別に定める諸手当を支給する。

3 非常勤役員が会議等により出張する場合には、旅費規程等の定めに従い出張旅費等を支給する。

(役員手当)

第6条 役員には、別表1に定める諸手当を支給する。

(報酬等の日割計算)

第6条の2 新たに役員に就任した者には、その日から報酬及び手当を支給する。

2 役員が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬及び手当を支給する。

3 役員の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬及び手当額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(社会保険)

第7条 常勤役員及び兼任役員は、私学共済に加入する。

(退職金)

第8条 常勤役員には、退職金を支給する。この場合、支給金額や支給方法等は、退職金規程の定めを準用する。ただし、支給の時期については、理事会において決定する。

2 兼任役員には、退職金規程の定めに基づき、本学園の専任教職員としての退職金を支給する。

3 非常勤役員が任期の満了又は辞任により退任したときは、別表2に定める退任慰労金を支給する。

4 非常勤役員が死亡により退任したときは、別表2に定める退任慰労金を、当該役員の遺族に支給する。この場合において、遺族の範囲及び順位は、退職金規程の定めを準用する。

(報酬等の支給方法)

第9条 役員報酬の支給日、支給方法、端数計算等については、給与規程及び退職金規程の定めを準用する。ただし、出張旅費等についてはその都度支給することもできる。

(評議員の報酬)

第10条 評議員の報酬は、原則として無償とする。

2 評議員が会議等により出張する場合には、旅費規程等の定めに従い出張旅費等を支給する。

(公表)

第11条 学園は、この規程をもって、私立学校法第100条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会が行う。

附則〔2025年（令和7年）3月25日制定〕

1 この規程は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。

2 「役員報酬規程」は、これを廃止する。

別表 1 (役員手当)

手当名	金額
理事長手当	月額40,000円
職責理事手当	兼任役員にのみ支給 月額20,000円
業務委託手当 (担当理事)	必要に応じて理事長が定める※
監査手当	監事にのみ支給 監査 1 日につき5,000円
調整手当	常勤役員にのみ支給 金額はその都度、評議員会において定める

※金額については、当該年度予算作成時に決定する。

別表 2 (第 8 条関係) 退任慰労金

区分	金額
任期が10年未満の場合	50,000円
任期が10年以上の場合	80,000円
かつて退職金または退任慰労金を支給されたことがある役員が退任した場合	20,000円